○自動車等安全性能評価実施要領(平成二十六年国土交通省告示第五百二十九号)(抄)自動車等安全性能評価実施要領の一部を改正する告示案 新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

十九 予防安全性能	十八(略)	十七 車線逸脱抑制装	十六 車線逸脱警報装	一~十五(略)	(自動車の評価)	-1/
第十四号から第十八号		前号の試験	線から逸脱させる試験キロメートル毎時又は七十メートル毎時又は七十		により行うこととす法により試験を行っ、次の表の上欄に掲	改正案
性能試験及び後方視界制御装置性能試験、車線逸脱抑制装置性能試験、車制御装置性能試験、車制御装置性能試験、車制御装置性能試験、車向衝突被害軽減制動車向衝突被害軽減制動		逸脱した距離の最大値試験自動車の車線から	から逸脱した距離時の試験自動車の車線車線逸脱警報装置作動		上で、同表の下欄に掲る評価項目ごとに、同	
					げ表	
十八 予防安全性能	十七(略)	(新設)	十六 車線逸脱警報装	一~十五(略)	第 るの四(	
予 防 安 全 性		(新設)	性		第四条 自動車の評価 (自動車の評価	現

2 (略) 標 における測定結果に基 づき総合的な予防安全 性能を示す二段階の指 2 (略) 合的な予防安全性能をる測定結果に基づき総 示す二段階の指標

この告示は、公布の日から施行する。附 則